

豊前市教育に関する大綱

<第2期>

豊前市総合教育会議

令和5年1月

目 次

1. はじめに
2. 大綱の位置付け
3. 基本理念
4. 主な施策
 - (1) 学力・体力向上の推進
 - (2) 豊かな人間性の育成
 - (3) 魅力ある学校づくり
 - (4) 家庭教育の推進
 - (5) 生涯学習の推進
 - (6) スポーツの推進
 - (7) 芸術文化の振興と文化財保護の取組

はじめに

教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化などを図るために、平成27年4月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議の設置が義務付けられました。これにより、地方公共団体の長は、総合教育会議における協議を経て、その地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱、いわゆる「教育に関する大綱」を定めることとなりました。

この間、本市では、緑あふれる豊かな自然環境の中で、一人一人の子どもたちがそれぞれの個性や能力を最大限発揮し、生まれ育った地域に誇りと愛着がもてる人づくりを目指して、教育に関する大綱を策定し、教育振興に取り組んできました。

しかしながら市内小中学校の校舎の多くが老朽化に伴う大規模改修を必要とする時期を迎えるとともに、児童生徒数の急激な減少を受け、本市では「豊前市立学校適正配置基本方針」を策定し、令和9、10年度を目途に学校の再編を進めることとしました。

人口減少の流れを少しでも緩やかにするためにも、「行きたい、行かせたい」と思われる魅力的な学校づくりを推進しなければなりません。

教育は、決して一朝一夕にその効果が表れるものではありません。不断の努力と日々の積み重ねによって始めて、その成果が積み上げられていくものであります。一人一人の子どもを、かけがえのない「豊前の宝」として、学校・家庭・地域が連携し、みんなで育てていくことが求められます。このまちで生まれ育った子どもたちが、将来、世界で活躍するとともに、ふるさと豊前を支える有為な人材になることを心から願ってやみません。

そうした思いを込めて、本市の学校再編が完了する令和9年度までの5年間の取組を、本大綱として定め、その施策の実現に向けて、計画的・系統的な教育の振興を図っていきます。

大綱の位置付け

1. 大綱の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により策定が義務付けられている「教育に関する大綱」は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（教育振興基本計画）を参酌して定めることとされています。

そこで、本市における教育に関する大綱の策定に当たっては、政府が策定した教育振興基本計画を参考にしながら、豊前市総合計画との整合性を図りつつ、本市の教育を取り巻く社会動向を勘案して策定します。

2. 大綱の期間

大綱の期間については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律における大綱の趣旨と、本大綱との整合性を図る市の総合計画の計画期間を勘案し、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

基本理念

豊前市は、緑豊かな自然と香り高い文化に包まれた住みよいまちです。子どもたちを感性豊かに、そしてたくましく育てるには、最適の教育環境にあると言えます。

まちの振興・発展に、次代を担う子どもたちの健全育成は欠かせません。平成18年に教育基本法が約60年ぶりに改正されましたが、それに伴う学校教育法の改正や学習指導要領の改訂により、「生きる力」をよりいっそう育むことが基本理念とされました。

「生きる力」とは、確かな学力・豊かな人間性・たくましく生きるための健康や体力、つまり、知・徳・体のバランスのとれた力のことです。国は、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成を目指すとともに、公共の精神を尊び、社会の形成に主体的に参画する人間の育成を目指しています。「生きる力」を育むためには、学校だけでなく、家庭や地域など社会全体で取り組むことが必要です。「一人一人の子どもは豊前の宝」と位置付け、学校・家庭・地域の絆を大切にしながら、社会全体で育てる教育を推進します。

また、生涯を通じて社会を生き抜く力を身に付けるためには、それぞれの世代に対応した生涯学習体系を構築する必要があります。老若男女を問わず、誰もが興味を持って意欲的に学習に取り組めるよう、生涯を見据えた学習環境の整備を図ります。

21世紀は「知識基盤社会」の時代であると言われています。「知識基盤社会」とは、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」とであると定義されています。

加えて急速に進展する社会のグローバル化とICT化に伴い実施された GIGA スクール構想に基づき、ICT 教育の推進に積極的に取り組まなければなりません。また、豊前市立学校の再編成の動きと連動しながら、各種教育施策の推進を図り、質の高い学びを実現するとともに、活力ある新しいコミュニティの形成を図っていきたいと考えます。

主 な 施 策

1. 学 力 ・ 体 力 向 上 の 推 進

①学力向上の取組

平成19年度から実施されてきた全国学力・学習状況調査における、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査によると、児童生徒の規範意識や基本的な生活習慣と学力との間には大きな相関関係があることが明らかになっています。そこで、本市では学力の確かな定着に向けて、小中が一貫して取り組むべき学習規律等を「ぶぜん9年ナビ」としてまとめ、これを市内全小中学校が共通して使用することにより、基礎的・基本的事項の確実な定着を図ってきました。これらの取組により、以前は全国平均に届いていなかった本市の児童生徒の学力は、現在、全国、県の平均を上回るまでに向上してきました。

今後は、さらに学級集団の中で個別に支援が必要な児童生徒への対応を含め、習熟度に応じた取組の強化や「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業づくり、ICT活用や英語教育の充実のため、新たな学習や指導方法に対応できる教員の資質や指導力を高める研修の充実を図ります。

さらに、放課後や夏休みなどを活用した補充学習、土曜授業の実施など学習機会の充実を図ります。加えて、一人一台のタブレットをはじめ、ICT機器を計画的・系統的に活用するとともに、保護者と十分連携しながら、家庭学習の習慣化・定着化を図ります。

②特別支援教育の推進

特別支援教育は、子どもたち一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、適切な指導や必要な支援を行っていくものです。特別支援教育の推進は、「障がいのある子どものためだけのもの」ではなく、「すべての子どもになくてはならないもの」であり、学力向上や豊かな人間性の育成など、学校づくりに欠かせない基盤であると言えます。

豊前市においては、これまで特別な支援を必要とする児童生徒を早期に把握するとともに、適切な支援の在り方を探ってきた早期支援の取組を今後も積極

的に推進し、個別の教育支援計画の整備と確実な引き継ぎを進めます。併せて、インクルーシブ教育システムの構築を推進していきます。

③体力向上の推進

食は、人間が生きていく上での基本です。児童生徒の体力向上に向けて、望ましい食習慣や栄養バランスのとれた食生活の形成を図るとともに、食育の視点から、健康な体の育成を図ります。

また、学校においては、重点項目を設定した体力向上プランを定め、教科としての「体育」や「保健体育」はもとより、始業前や休み時間、運動部活動など、日常的な運動を促し、子どもたちが運動に親しむ態度の育成や体力の向上を図ります。

2. 豊かな人間性の育成

①体験活動の充実

子どもたちの主体性や社会性を育むとともに、社会とのつながりや社会に貢献する喜びを感得するために、地域の人材や教育力を活用し、自然体験や社会体験、伝統文化に触れる体験等の体験活動の充実を図ります。豊かな自然に恵まれた環境を生かし、緑や土など自然に触れる体験や自然の中での宿泊体験等の充実を図ります。

また、急速なグローバル化の進展を受けて、外国語教育の充実を図るとともに、諸外国との交流を図るなど国際理解を深める取組を推進します。さらに、外国の文化に触れることを通じて、日本の伝統や文化について再認識し、生まれ育ったこの国や郷土に誇りが持てる心を育てます。そして、多文化共生に対する意識の高揚を図りながら、国際性豊かな子どもの育成を目指します。

自然環境を大切にし、自然との共生を図ることも重要な課題であります。循環型社会の構築に向けて環境教育の充実を図るとともに、ごみの減量化や肥料化、リサイクルに向けた実践活動を推進します。

②道徳教育の充実

道徳教育は、命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など規範意識を身に付けることを主な目的としていますが、道徳教育は、道徳科はもとよ

り、学校における教育活動全体を通じて行われることとされています。

新たに教科となった道徳において、「考え、議論する」道徳科への転換を図り、自立心や積極性、他人への思いやり、家族や周りの人に対する感謝の心を育むとともに、人との関わりや集団・社会との関わりなど、人間性や社会性を育む取組を充実します。

③いじめ防止の取組

いじめを苦に自らの命を絶つという痛ましい事件が後を絶ちません。いじめは、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されないものです。いじめる行為はもちろん、いじめをはやし立てる行為や傍観する行為もいじめる行為と同様に決して許されない行為であります。いじめに対しては、「いじめを絶対に見逃さない」という強い意志と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という危機意識、そして「いじめられている児童生徒を最後まで守り抜く」という信念をもち、毅然とした態度で臨みます。

過去に、いじめに伴う痛ましい事件を経験した豊前市では、以来、4.16の取組やいじめ防止大会をはじめ様々な取組を実施してきました。豊前市教育・学校運営協議会の取組を中核としながら、これまでに増して保護者や地域の方々と連携していじめの根絶に努めます。

また、人権教育の推進を通じて、人は誰もがかけがえのない存在であり、互いの違いを認め合えるよう人権意識の高揚を図り、いじめをなくす風土を醸成します。

3. 魅力ある学校づくり

①学校規模の適正化

小・中学校ともに、クラス替えが可能で、一定数の教職員がそろって規模が望ましいと考えます。小学校は学校全体で12学級から18学級程度（1学年では2～3学級程度）、中学校は学校全体で10学級程度以上（1学年では3学級程度）の規模が適正となります。

一方で、少人数の学校を希望する子どもに対応するため、小規模の良さを活かしながら、9年間できめ細かい指導を可能とする環境も必要と考えます。

そこで、この学校規模の適正化を図るために、令和4年度に策定した「豊前市立学校再編成基本計画」に基づき学校の再編成を進めていきます。

②学校施設の再編成

「子どもが行きたい、保護者が行かせたい」学校づくりに向けて、令和3年10月に「豊前市立学校適正配置基本方針」を策定しました。この方針に基づき、組合立の吉富中学校との関係を維持した上で市内の小学校10校・中学校4校を、小学校2校・中学校1校・義務教育学校1校に再編成し、国際化、情報化に対応する教育環境整備の充実を図ります。

新設する中学校は中規模校となり、十分な教員配置が見込まれ、様々な部活動が可能となり、生徒が多様な夢を描くことが可能となります。多様な意見が飛び交う活力ある学級・学校生活を通して、多様性に関する理解はもとより、自分なりの考えを築いたり、多くの人と考えを交流したりする力の獲得を推進していきます。

恵まれた自然環境の中にある合岩小学校敷地に新設する義務教育学校は、1年生から9年生までの9年間カリキュラムを工夫して編成し、6・3年制にとられない独自の学びを展開していきます。引き続き、小規模特認校として市内全域から児童生徒を受け入れ、小規模校ならではの特色を活かしながら、豊かな人間性を育む取組を推進します。

中学校を改修し新設する中規模な小学校2校は、専科教員の配置も含む十分な教員配置が期待されます。ベテランから若い教員までバランスのとれた教職員組織を形成することにより、質の向上や教育環境の充実が図られます。子どもたちの多様な意見が飛び交う学級生活を通して、自分なりの考えを築いたり、多くの人と考えを交流したりする力を養う取組を目指します。

③コミュニティ・スクールの推進

急速な少子高齢化や都市への人口集中、人間関係の希薄化などにより、地域社会の構造が大きな変化を迎えています。子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、地域総掛かりでの教育の実現が不可欠です。

そこで、子どもたちの輝く未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくために、学校と地域が「地域でどのような

子どもたちを育てるのか」「何を実現していくのか」というビジョンや目標を共有することが重要です。本市では、子どもたちの成長を支え、よりよいコミュニティの形成に寄与するため、学校・家庭・地域がビジョンや目標を共有し連携・協働する「コミュニティ・スクール」を令和2年度から全ての市立学校で導入し、「教育・学校運営協議会」として取組を進めてきました。

今後は学校の再編成にあわせ、「新たなコミュニティ」としての意識の醸成を目指し、地域との関わりを位置付けたカリキュラムの開発や、新しい「教育・学校運営協議会」の取組を工夫していきます。

4. 家庭教育の推進

①家庭教育の充実

家庭は、子どもが生まれて初めて出会い、そして所属することになる集団の生活の場であります。そこで、基本的な生活習慣は家庭でしっかり身に付け、生活リズムの向上が図られるよう家庭教育の充実を図ります。また、生活習慣の乱れが、気力や体力ひいては学習意欲の低下につながっていることに鑑み、「ぶぜん9年ナビ」の活用を通して家庭と連携しながら、「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底を図り、規則正しい生活習慣の形成を図ります。

子どもの教育は、第一義的には保護者にその責任が存すると言えます。基本的な倫理観や自制心、社会的なマナーなどは、まず、それぞれの家庭できちんとしつけをする必要があるということを踏まえ、家庭教育の充実を図ります。

②家庭の教育力の向上

家庭の教育力が低下していると言われています。しかし、それを過度に指摘しすぎると、子どもの育ちに関する様々な問題を家庭教育に帰着させ、親の責任だけを強調することにつながりかねません。家庭の教育力が低下している背景には、様々な社会的要因、たとえば核家族化やひとり親家庭・貧困家庭の増加、人間関係の希薄化、社会からの孤立化など様々な要因が大きく影響していると言えます。そこで、教育相談機能の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進めることを通して、地域の教育力と連携し、保護者の支援をしながら子どもを地域全体で育てる環境の整備を図ります。

③PTAに対する支援及び活性化

子どもたちを取り巻く家庭環境がめまぐるしく変化しています。児童虐待や子育て家庭の孤立化、ヤングケアラー、経済格差がもたらす学力格差など大きな社会問題が次々と起こっています。PTAは子どもたちの健やかな育成と教育環境の改善、社会教育及び家庭教育の充実などを目的として設立された社会教育団体ですが、共働きやひとり親家庭が増え、PTA活動に主体的に参加する保護者が年々減少しているのが実情です。しかし、一方で、父親が関わるケースが以前に比べ増えていることも事実です。こうした現状を踏まえ、PTAを取り巻く課題を把握・分析し、PTA活動の活性化に向けて支援を図ります。

5. 生涯学習の推進

①地域コミュニティの拠点としての公民館

地域コミュニティの中核を担う「地域づくり協議会」の拠点としての公民館の位置付けを明確にし、公民館を中心に地域の課題解決を図ることができるよう、公民館の体制強化を図ります。加えて、地域コミュニティの活性化を目的とした官民協働の地域づくりに向けて、各地区の地域づくり協議会に対し「組織化」、「地域づくり計画策定」、「活性化事業実施」、「協議会のステップアップ」の各プロセスに対応した支援を行います。

②生涯を通じて意欲的に学ぶことができる学習環境の整備

従来の公民館での学習活動に加え、日本古来の習い事からITまで幅広い分野で様々な年齢層のニーズに応えるような学習環境を整えるとともに、スポーツやフィットネスなどに取り組むことにより、積極的に市民が自ら健康を手に入れ、特に高齢者は生涯現役を貫いていけるような仕組やプログラムを構築することにより、安心安全な地域づくりへと繋げていけるような取組を展開します。

地域学習やスポーツ活動を行っている団体や機関と連携し、様々なニーズに対応したプログラムを創出します。

③ボランティア活動の推進による協働社会の実現

行政改革の推進が図られ行政の縮小が進む中、官民協働の取組は不可欠で、その推進力としてボランティアの活動が必要となります。地域課題解決のために自ら活動の意欲がある市民を発掘して、社会福祉協議会のボランティアセ

ンターへの登録を促すとともに、ボランティアセンターを拠点とした情報発信や人材育成、活動分野の開拓等を支援していきます。

6. スポーツの推進

①生涯スポーツの推進と健康づくり

スポーツには、体力の向上や健康の保持増進、さらには生きがいづくりなど、年齢・性別・障がいの有無に関わらず、人を元気にする力があります。

そのためには、いつでも、どこでも、誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツの推進をはじめ、日常的に“動く”という視点から、ウォーキングや健康体操など、運動が苦手な人でもできる気軽なスポーツの紹介等を行うことで、高齢者の健康づくりや介護予防の取組として、関係部署と連携を図ります。

また、スポーツ協会など、地域スポーツ推進の核となる各種団体やスポーツ推進委員や社会福祉協議会と連携を強化し、競技スポーツや障がい者スポーツ等の推進及び体力づくりやニュースポーツの普及促進を図り、共生社会の実現を目指します。

②総合型地域スポーツクラブの育成

身近な地域でスポーツに親しむことのできる場としての総合型地域スポーツクラブ「ぶぜんピープルズ」、「よろうや」と連携し、多世代、多種目など、スポーツの多様性に配慮した運動機会を提供することで、生涯スポーツの推進と健康づくりを促進します。

③スポーツ技術向上と意識の醸成

プロスポーツ選手や一流アスリートによる各種スポーツ教室を開催し、子どもたちにスポーツをする機会を提供することで、スポーツ技術の向上や意識の醸成、将来の夢を育むように努めます。

④スポーツ活動の拠点づくり

スポーツ施設については、既存施設の機能を維持するとともに、年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、すべての方が利用しやすいよう、施設の充実を図ります。

7. 芸術文化の振興と文化財保護の取組

①図書館、市民会館、多目的文化交流センター等、文化施設を活用したソフト事業の充実

図書館を「マスタープラン」や「豊前市子ども読書推進計画」に基づく地域の情報発信拠点とし、また学校・家庭・地域と連携することで、読書環境の充実に図り、子どもの考える力や表現力・想像力を育みます。

市民会館では、自主文化事業（コンサートなど）・子ども文化事業（体験講座、参加型コンサート、春休み・夏休み子ども映画館など）、豊前市文化協会文化祭を実施し、市民に多種多様な文化芸術に接する機会を提供するとともに、市民の文化芸術活動を支援します。

多目的文化交流センターでは、県民文化祭・市美術展など発表の場としての利用を促進し、併せて伝統芸能の保存・継承を図るため、豊前岩戸神楽保存会や豊前感応楽保存会などの団体と連携し、情報発信や発表会の開催など様々な取組を実施します。

②求菩提資料館、埋蔵文化財センター等の利活用の向上

常設展・企画展や体験型・参加型の講座等を積極的に実施することで、多角的な学びの場として求菩提資料館及び埋蔵文化財センターの活用を促進します。また、施設相互での共通テーマ展や関連イベントを開催することで、市民に豊前市の文化財や歴史を周知し、理解が深まるように努めます。

また、子どもたちの郷土愛を育むため、専門知識を有する学芸員による、学校への出前授業を要望に応じて実施します。さらに公民館での歴史講座等の講師として出張するなどアウトリーチを推進します。

③歴史遺産の保護と活用の推進

国指定史跡「求菩提山」とその麓に広がる「求菩提の農村景観」（国選定重要文化的景観）など豊前を代表する歴史遺産の環境整備を進め、自然と文化財を守る会・豊前市史跡ガイドボランティアの会などの団体と協力し、史跡の保護に努めます。

また、国指定重要無形民俗文化財「豊前神楽」やユネスコ無形文化遺産「感応楽」など伝統芸能を市内外に積極的に発信し、豊前市観光協会や豊前市グリーンツーリズム研究会などの団体と連携しながら、観光・教育資源としての効

率的な活用を図ります。

一方で、市内には街道を中心として歴史的風致をとどめる地域（八屋、宇島、松江など）も存在することから、「豊前市歴史文化基本構想」に基づき新たな歴史遺産としての活用を地域とともに検討します。